

中山間地域等における小規模事業所加算 チェック表

事業所番号

事業所名

地域に関する状況	(1) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地	
	(2) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域	
(3) 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域		
	該当する番号	該当する地域名

※1 (1)～(3)のいずれかを「該当する番号」欄に記入し、県健康長寿福祉課(旧地域ケア推進室)ホームページに掲載している「茨城県の中山間地域等」に示されている地域名のうち該当するもの(例:常陸大宮市 諸沢西区)を「該当する地域名」欄に記入すること。

規模に関する状況	訪問介護にあつては、1月当たり延訪問回数が200回以下であるか。	回/月
	介護予防訪問介護にあつては、1月当たり実利用者数が5人以下であるか。	人/月
	訪問入浴介護にあつては、1月当たり延訪問回数が20回以下であるか。	回/月
	介護予防訪問入浴介護にあつては、1月当たり延訪問回数が5回以下であるか。	回/月
	訪問看護にあつては、1月当たり延訪問回数が100回以下であるか。	回/月
	介護予防訪問看護にあつては、1月当たり延訪問回数が5回以下であるか。	回/月
	訪問リハビリテーションにあつては、1月当たり延訪問回数が30回以下であるか。	回/月
	介護予防訪問リハビリテーションにあつては、1月当たり延訪問回数が10回以下であるか。	回/月
	居宅療養管理指導にあつては、1月当たり延訪問回数が50回以下であるか。	回/月
	介護予防居宅療養管理指導にあつては、1月当たり延訪問回数が5回以下であるか。	回/月
	福祉用具貸与にあつては、1月当たり実利用者数が15人以下であるか。	人/月
	介護予防福祉用具貸与にあつては、1月当たり実利用者数が5人以下であるか。	人/月

※2 各サービスごとの要件に該当する場合は、下記※3により算出した結果をそれぞれの右欄に記入すること。

※3 延訪問回数及び実利用者数は、前年度(毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする)(3月を除く)の1月当たりの平均延訪問回数及び平均実利用者数とすること。
ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む)については、直近の3月における1月当たりの平均延訪問回数及び実利用者数を用いること。